

令和5年度ふじのくに国際高校一日体験入学支援業務委託
企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、静岡県（以下「県」という。）が設置する「ふじのくに国際高校」を広くPRし、県民への理解を促す広報をするにあたり、最も優れた企画力、経験及びノウハウ等を持つ事業者に応報業務を委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものとする。

2 業務委託の名称

令和5年度ふじのくに国際高校一日体験入学支援業務委託

3 委託期間

契約日から令和5年8月31日まで

4 契約限度額

1,442,562円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

別紙1『令和5年度ふじのくに国際高校一日体験入学支援業務委託に係る仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は会社等

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「広告代理」の営業種目に競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。

委託先の選定は、別紙2「令和5年度ふじのくに国際高校一日体験入学支援業務委託企画提案の評価基準」(以下「評価基準」という。)により、ふじのくに国際高校一日体験入学支援業務委託企画提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) スケジュール

| | |
|--------------|---------------------|
| 令和5年5月23日(火) | 高校教育課HPへの掲載 |
| 令和5年6月5日(月) | 参加表明書、誓約書及び質問書の提出期限 |
| 令和5年6月7日(水) | 質問書に対する回答期限 |
| 令和5年6月9日(金) | 企画提案書、辞退届の提出期限 |
| 令和5年6月13日(火) | 1次選定結果の通知 |
| 令和5年6月16日(金) | プレゼンテーション |
| 令和5年6月19日(月) | 2次選定結果の通知(予定) |

(2) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望するものは、参加表明書(様式1)及び上記6に掲げる要件を満たす誓約書(様式2)並びに関係する資料を令和5年6月5日(月)午後5時まで提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届(様式3)を令和5年6月9日(金)午後5時まで提出すること。

ア 提出方法 持参又は郵送による

イ 提出先 静岡県教育委員会高校教育課学校づくり推進班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

(3) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

- (ア) 企画提案書の提出にあたっては、委託業務内容を十分に理解したうえで作成すること。
- (イ) 上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。
- (ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書の構成等

- a 提出書類は、下記の順序で企画提案書（A4版片面、ただし一部A3版折り込みも可）を作成し、通しページを付けること。
- b 企画提案書はイメージ図等を用いるなど、視覚的にもわかりやすくなるような工夫をすること。また、受託事業者の提案によるもの（斬新なアイデアのあるもの等）は自由に提案することができる。
- c 企画提案書は、次の表の項目順に従って記載すること。

| 番号 | 項目 | 提出資料に記載する事項又は プレゼンテーションすべき事項 | ページ数 (目安) |
|----|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1 | 提案内容の趣旨 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の受託に関する基本コンセプトについて ・効果的な広報展開について | 1 |
| 2 | ①当日イベント | <ul style="list-style-type: none"> ○イメージ案 ・コンセプト、タイムスケジュール、出演者等について、わかりやすい資料を作成し、説明をお願いします。 | 1～5 |
| | ②YouTube動画 | <ul style="list-style-type: none"> ○動画制作についての提案 ・魅力を発信するための動画等の構成、イメージ等について、絵コンテ、動画事例、撮影計画等わかりやすい資料を作成し、説明をお願いします。 ○YouTubeでの広告計画 | 1～3 |
| | ③チラシ | <ul style="list-style-type: none"> ○イメージ案 ・製作に当たってのコンセプト | 1～2 |
| | ④独自提案 | <ul style="list-style-type: none"> ○独自提案 ・ジャンルは問いません。委託金額内で実現可能な提案をお願いします。 | 1～3 |
| 3 | スケジュール表 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報業務実施の全体スケジュール表 | 1 |
| 4 | 適正価格、履行実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・見積内容及び積算根拠 | 1 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年以内のプロポーザルに類似する実績についてのPR | 1 |
| 5 | 運営能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業を遂行するための実施体制、組織体制等 ・再委託、企画協力の予定 | 1～2 |
| 7 | まとめ | <ul style="list-style-type: none"> ・総括、プロポーザル全体についてのPRポイント等 | 1 |

(イ) 提出部数等

提出部数は7部とする。

(ウ) 留意事項等

- a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- d 提出された企画提案書は返却しない。また、採用された企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。

(エ) その他

企画提案書作成及び提出、プレゼンテーション審査等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

(4) 提案書の提出方法等

ア 提出書類

企画提案書の提出書（様式4）、企画提案書（任意様式）、業務実績表（任意様式）、見積書（任意様式）

(ア) 見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を示すこと。

(イ) 業務実績表作成上の注意

過去5年以内に受託（実施）した国又は地方公共団体、若しくは国又は地方公共団体が出資する法人等の広報業務等に係る企画業務について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。

イ 提出方法

直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時30分から午後5時までの間とすること（ただし、午後0時から午後1時までの間は除き、令和5年6月9日（金）は午後3時までとする。）

ウ 提出期限

令和5年6月9日（金）午後3時まで（必着）

エ 提出先

静岡県教育委員会高校教育課学校づくり推進班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

(5) 質問事項の受付及び締め切りについて

本要領等の内容についての質問は質問書（様式5）により令和5年6月5日（月）午後5時までに提出することとし、締め切り時刻以降の質問は受け付けない。

ア 提出方法 電子メール

イ 提出先 kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 回答期限 回答は、令和5年6月7日（水）までに、本要領を配布した者全てにメールにて通知する。

9 審査

(1) 事前審査

企画提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ書面審査し、3者程度に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、令和5年6月13日（火）までに電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーション

月日：令和5年6月16日（金）

場所：県庁内会議室（静岡市葵区追手町9番6号）

※説明時間等は参加表明者に別途通知するものとする。

ア 1提案あたりのプレゼンテーションの時間は20分（説明10分、質疑10分）とする。

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

(3) 審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより2次審査を行う。

10 選定方法

評価基準により、審査委員会の委員が審査し、決定する。

11 選定結果の伝達方法及び説明

(1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に文書により通知する。

(2) 説明は、電話又は来庁面会による。

12 その他

(1) 契約手続きに使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。

(2) 契約の締結は契約書による。

(3) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、静岡県に帰属する。

(4) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施にあたっては、委託者と協議して実施内容を決定する。なお、協議によって変更した業務に伴う必要経費の増減は契約限度額内で調整するものとする。

13 問い合わせ先

静岡県教育委員会高校教育課学校づくり推進班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

電話：054-221-3113

FAX：054-251-8685

e-mail：kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp